

埼玉県共助の取組マッチング 専門家ボランティアの登録に関する要領

第1 目的

この要領は、「埼玉県共助の取組マッチング実施要綱(平成26年3月27日施行)」(以下「要綱」という。)に基づき、経験やスキルを生かして社会貢献したい個人又は団体を「専門家ボランティア」として登録することに関し必要な事項を定め、県民の社会貢献活動の円滑な推進に資することを目的とする。

第2 専門家ボランティアの登録窓口(以下「登録窓口」という。)は共助社会づくり課とする。

第3 登録事項

専門家ボランティアとして登録する項目は別表1-1又は別表1-2のとおりとする。

第4 登録要件

専門家ボランティアとして登録する個人又は団体は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 埼玉県内において、経験やスキルを生かして社会貢献に取り組む意欲があること。
- (2) NPOや自治会など(以下「NPO等」という。)を支援することができる自らの経験やスキルを持っていること。
- (3) 別表の公開区分欄で「公開」とされている登録項目については、県ホームページ等により公開されることを了承するものであること。
- (4) 本要領を遵守するものであること。

第5 登録の手続き

専門家ボランティアとして登録を希望する者は、「様式1-1:埼玉県共助の取組マッチング専門家ボランティア登録シート(個人用)又は様式1-2:埼玉県共助の取組マッチング専門家ボランティア登録シート(団体用)」(以下「登録シート」という。)に必要事項を記入の上、登録窓口に提出するものとする。

2 共助社会づくり課長は、提出又は送付された登録シートの記載事項が第4の登録要件を満たしているか確認し、満たしている場合は専門家ボランティアとして登録する。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録しないものとする。

- (1) 登録シートの記載事項に虚偽があると認められる場合。
- (2) 登録を希望する者に公序良俗に反する行為等があり、登録が相応しくないと認められる場合。

3 共助社会づくり課長は、専門家ボランティアとして登録した場合は、その旨を様式2により登録シートを提出した者へ通知する。

第6 登録分野

「埼玉県共助の総合ポータルサイト」に掲載する各専門家ボランティアの登録分野については、共助社会づくり課が、各人のスキル・経験等に関する情報を踏まえ、以下の16分野の中から定めるものとする。

- (1) 経営・財務・法律
- (2) NPO・ボランティア支援
- (3) 起業・マーケティング・商品開発
- (4) 広報・情報発信・IT
- (5) 地域活性化・地域活動支援・イベント
- (6) 環境保全・農業・
- (7) 手工芸・料理
- (8) 健康・スポーツ・美容
- (9) 語学・日本文化・国際交流
- (10) 教育・人材育成
- (11) 文芸・音楽・パフォーマンス
- (12) 高齢者・障害者(児)・福祉
- (13) 女性・子育て・若者
- (14) 防災・地域安全・災害救援
- (15) 建築・住宅・まちづくり・交通
- (16) 共助仕掛人

ただし、上記の分野のうち、(16)共助仕掛人の登録については、別に定める手続きによるものとする。

第7 専門家ボランティアの役割等

専門家ボランティアは、紹介された先のNPO等を経験やスキルを生かしたボランティア活動の一環として支援するものとする。

第8 留意事項

専門家ボランティアは、県共助仕掛人及び紹介された先のNPO等との円滑なやりとりに努めなければならない。

2 専門家ボランティアは、紹介による支援活動において知り得た秘密を第三者に漏らし、又は紹介による支援活動以外の目的に利用してはならない。この紹介による支援が終了した後においても同様とする。

第9 登録の変更、取り消し

専門家ボランティアは、登録時に提出した登録シートの記載事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合、様式3により登録窓口に提出するものとする。

第10 登録シートの記載事項の確認等

共助社会づくり課長は、必要に応じ、専門家ボランティアに対し登録シートの記載事項の確認を行うことができる。

2 共助社会づくり課長は、専門家ボランティアについて、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。その場合は、(3)に該当する場合を除き、速やかにその旨を当該専門家ボランティアへ通知するものとする。

(1)登録シートの記載事項に虚偽があることが判明した場合。

(2)専門家ボランティアに公序良俗に反する行為等が判明し、登録が相応しくないと認められる場合。

(3)専門家ボランティアと連絡がとれなくなった場合。

(4)第9の規定に基づき、専門家ボランティアが登録の取り消しを希望する場合。

附則

この要領は、平成26年7月10日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成27年8月24日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別表1-1

| 公開区分 | 登録項目 |
|------------------|-------------------|
| 非公開 | 氏名 |
| 非公開 | ふりがな |
| 非公開 | 年齢 |
| 非公開(ただし市町村名のみ公開) | 御住所 |
| 非公開 | メールアドレス |
| 非公開 | 電話番号(御連絡先) |
| 非公開 | 所属等(活動団体名等) |
| 公開 | 活動可能エリア |
| 公開 | 具体的な支援内容(経験やスキル等) |
| 公開 | 資格・免許 |

別表1-2

| 公開区分 | 登録項目 |
|------------------|----------------------|
| 公開 | 団体名 |
| 公開 | ふりがな |
| 非公開 | 代表者職名・氏名 |
| 非公開(ただし市町村名のみ公開) | 御住所 |
| 非公開 | 御担当者担当名・氏名 |
| 非公開 | メールアドレス |
| 非公開 | 電話番号(御連絡先) |
| 公開 | 活動可能エリア |
| 公開 | 具体的な支援内容(経験やスキル等) |
| 公開 | 資格・免許 |
| 公開 | 支援可能な方の人数(具体的な支援内容別) |

